

ふれあいセンターの利用の方法

ふれあいセンターは、音楽・演芸等の発表会や各種研修会、講演会、総会等に使用できる「ふれあいホール」と公民館機能を備えた「学習会館」からなる社会教育施設です。

1 施設の概要

「ふれあいホール」は筆記台付き固定席200席の小ホールです。

「学習会館」は公民館の機能を持っています。「学習会館」については公民館の利用の方法を参照してください。

以下はホールの利用の方法です。

駐車場は99台分あります。

2 申請の仕方

使用日の6か月前の月の初日から5日前までに申請を受け付けます。初日の受付開始時間に希望日時が重複する団体がある場合、抽選を行います。それ以降は先着順です。

ただし、下記の場合は使用できません。

- ・ 営利を目的とした場合
- ・ 特定の政党や宗教の利害等に関する支援に関する場合
- ・ 飲食を目的とした場合
- ・ 公安又は風俗を害するおそれがある場合

使用許可（使用料減免）申請書を提出していただき、その内容を検討し適当と認められた場合、使用料を徴収後、使用許可（使用料決定）書を交付します。

許可された内容を変更しようとするときは「使用変更（取消し）許可申請書を提出してください。

*一度納付していただいた使用料は、お返しすることはできません。（ただし、施設管理者側の都合による場合は除く）

*使用の権利を譲渡、転貸することはできません。

3 使用の仕方

- ・ 使用前に使用者は「使用許可（使用料決定）書」を提示してください。
- ・ 準備、後片付け、清掃は使用者で行い、使用設備を原状に回復してください。また、ゴミは持ち帰ってください。
- ・ 使用後は職員の点検を受けてください。

4 使用者は次の事項を守ってください。

- ・ 収容人員は定数を守ること。
- ・ 館内、敷地内は完全に禁煙のこと（健康増進法による）。
- ・ 許可なく館内にピン打ち・釘打ち・テープ貼り等をしないこと。
- ・ センター及び敷地内で飲食が必要な場合は、事前に教育委員会の承認を得ること。
- ・ 騒音を発し、暴力を用いる等他人に危害及び迷惑をおよぼす行為をしないこと。
- ・ 許可を受けた場所、設備器具以外のものを使用はしないこと。

- その他職員の指示に従い、管理運営上支障をきたすような行為をしないこと。
- 許可を受けた使用時間を守ること。

5 警報が発令されたときは使用ができません。

その他次に該当するときは、使用の停止、又は許可の取り消しをすることがあります。

- 使用許可（使用料減免）申請書に偽りの記載があったとき。
- 使用許可の目的を変更したり、条件に違反したとき。
- 建物、備品等を破損するおそれのあるとき。
- 管理上支障があると認められるとき。
- 条例又は規則に違反したとき。
- ふれあいホールの運営上、特別な必要を生じたとき。

6 使用中に建物、備品などを損傷又は滅失したときは、直ちに職員に伝え、その指示を受けて下さい。使用者はその損害を賠償しなければなりません。

7 休館日

- 毎週月曜日（祝祭日に当たる場合は翌日）
- 12月29日から翌年1月3日まで

使用時間

午前9時から午後9時30分まで

使用料

	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	18:00~ 21:30	9:00~ 17:00	13:00~ 21:30	9:00~ 21:30
使用料 (平日)	2,510	3,560	4,190	6,070	7,750	9,430
使用料 (土・日・休日)	3,140	5,030	6,290	8,170	11,320	12,570

*ふれあいホールを準備や練習のために使用する場合は、当該使用料の30パーセントの額（10円未満切り捨て）とする。

*冷暖房設備を使用する場合は、使用料の20パーセントを加算した額（10円未満切り捨て）とする。

- その他、利用方法の詳細については、ふれあいセンターへお問い合わせください。